

平成28年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、広報事業等の各種事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

平成28年度は、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）に掲げられた電子マニフェストの普及目標（利用割合を平成28年度に50%とする）の達成を目指し、環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成25年10月）」を踏まえ、国の目標を念頭において策定した「電子マニフェスト事業中期計画（計画期間：平成27～29年度）」に基づき、各種の取組みを積極的に展開するとともに、引き続き、システムの安定運用と利便性の向上を図る。

1. 平成28年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成27年度 実績見込み	3,550	16,800	95,000	115,350	15,500	7,800	138,650	21,250,000 (43%)
平成28年度 見通し	3,650	18,200	105,000	126,850	16,500	8,200	151,550	23,300,000 (47%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

中期計画の中間年にあたる平成28年度に電子化率50%というロードマップの目標を念頭に、電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、加入者の経済的負担の軽減を図るとともに、地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 多量排出事業者への普及促進に優先的に取組むとともに、これを基点としてその委託先処理業者を通じて未加入の排出事業者への普及促進を図る。
- 2) ASP事業者、関係業界団体等と連携して少量排出事業者に対する普及促進を図る。
- 3) 地方公共団体等の上下水道事業、病院事業や公共工事等における利用促進を図るため、地方公共団体等の廃棄物部局、公共工事等の担当部局等への働きかけを強化する。

4) 処理業者の加入促進を図るため、(公社)全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会と密接な連携を図りつつ、中間処理業者における2次マニフェスト登録の利用促進を図る。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会(導入実務研修会、操作体験セミナー、個別導入相談会)の開催を拡充するとともに、インストラクタを増員する。

(3) 広報活動

1) ホームページのQ&Aや導入相談フォームを充実するとともに、電子マニフェスト導入説明会参加者に対するメール等によるフォローアップを充実し、加入促進を図る。

2) 業界別の運用事例等を紹介した普及用ビデオ、運用事例集を作成・配布し、業界別の電子マニフェストの活用方法を紹介することなどにより、排出事業者、処理業者が導入しやすい環境を整備する。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

1) 平成27年度に運用開始したスマートフォン及びタブレット機器に対応した電子マニフェストシステムの照会機能等の充実を図る。

(平成28年6月運用開始予定)。

2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を(公社)全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに(公社)日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新)(以下「新規講習会」、「更新講習会」という。) 6課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済み小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会(以下「特管責任者講習会」という。) 2課程

3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会(以下「PCB講習会」という。) 1課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	135 回	13,100 名
2) 更新講習会	161 回	19,700 名
3) 特管責任者講習会	131 回	16,200 名
4) PCB講習会	6 回	700 名
計	433 回	49,700 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) インターネット申込みの普及拡大

平成22年度以降、順次、導入してきたインターネットによる受講申込みの普及を図るため、インターネットによる受講申込者の受講料の値引き等を実施する。

2. 研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」（基礎、管理コース）を都道府県等の協力を得て実施する。また、引き続き、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会 (基礎コース・管理コース)	12 回	600 名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2 回	150 名
計	14 回	750 名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 産業廃棄物処分施設の維持管理情報等の廃棄物・環境関連情報を有効に活用するシステムの構築を目指した調査を実施する。
- (2) ビッグデータとしての電子マニフェスト情報の活用のための調査を実施する。
- (3) 資料の収集、国際会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流を進めるとともに、有害廃棄物等廃棄物管理に関する情報交換等を行う。

(2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、協力する。

VI 広報事業

1. JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する話題を提供して産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるための「JWセミナー」及びJWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を各1回実施する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

(1) 発行回数 年4回(季刊)

(2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

(1) 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集<平成28年版>

(2) 感染性廃棄物処理マニュアル(平成24年5月改訂版)

(3) 建設廃棄物適正処理マニュアル(平成23年8月初版)

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、講習会事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、JWセンター関係者に対して定期的にメールマガジンを送信するなど情報提供を行う。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

(1) 名称 第15回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2) 開催日 平成28年11月11日(金)

(3) 場所 岡山県岡山市

(4) 主催 (公社)全国産業廃棄物連合会

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

JWセンター

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成28年度出えん要請に基づき、出えんする。
出えん額は、環境大臣の出えん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

3. 情報セキュリティ対策の充実強化

引き続き、情報セキュリティ対策の充実強化を計画的に進めるとともに、外部からの不正アクセスの対応や事業継続計画（BCP）の観点から、JWセンターの内部サーバを外部の信頼性の高いクラウドサーバに変更するなど必要な措置を講ずる。

4. 消費税率改正の対応

消費税法改正による消費税率の引上げ（平成29年4月1日適用）に伴い、JWセンターが設定する料金等に関する対応を検討し、必要な措置を講ずる。